

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公開番号】特開2013-10468(P2013-10468A)

【公開日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-003

【出願番号】特願2011-145641(P2011-145641)

【国際特許分類】

B 6 1 D 17/08 (2006.01)

B 2 3 K 26/21 (2014.01)

【F I】

B 6 1 D 17/08

B 2 3 K 26/20 3 1 0 N

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月24日(2014.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

側構体、屋根構体、妻構体および台枠が接合され、前記側構体は、車体長手方向に分割された複数のブロックの接合により構成された鉄道車両用構体において、

前記側構体を構成する窓ブロックは、幕板パネル、吹寄パネルおよび腰板パネルがそれぞれ端面同士を突き合わせた接合部がレーザ溶接され、前記吹寄パネルは、当該窓ブロックに形成される窓開口部の窓隅部を含むものであり、前記幕板パネルおよび腰板パネルよりも高強度の板材であること、

前記窓ブロックは、前記幕板パネルおよび腰板パネルの形状が凸形の板材であり、前記吹寄パネルの形状が四角形の板材であり、前記幕板パネルおよび腰板パネルの左右の凹んだ部分に前記吹寄パネルが配置され、それぞれの端面同士を突き合わせた接合部がレーザ溶接され、接合後に前記吹寄パネルの一部が切り取られることにより前記窓開口部が形成されたものであることを特徴とする鉄道車両用構体。

【請求項2】

請求項1に記載する鉄道車両用構体において、

前記吹寄パネルは、前記幕板パネルおよび腰板パネルと同じ材料の板材であって板厚が厚いものであること、又は前記幕板パネルおよび腰板パネルと同じ板厚であって高強度の材料の板材であることを特徴とする鉄道車両用構体。